

東京都外客来訪促進計画

【概要版】

平成17年12月

東 京 都

東京都外客来訪促進計画の策定にあたって

東京都は、観光を経済波及効果の高い重要な産業と位置づけ、平成13年11月に東京都観光産業振興プラン(以下、「プラン」という。)を策定した。このプランの中で、「東京への外国人観光旅行者277万人を、5年間で倍増の600万人にする。」という目標を掲げ、観光産業振興施策を実施し、外国人旅行者の誘致に取り組んでいるところである。

一方、国も平成15年1月、内閣総理大臣の施政方針演説において日本を訪れる外国人観光旅客を平成22年までに1千万人にするという目標を打ち出した。

これを受けて、国全体で外国人観光旅客の来訪を促進するため、平成17年6月「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)」が一部改正され、また、国は観光地の活性化に取り組む民間の活動を支援する制度として、観光ルネサンス補助制度を創設した。

都は、法律の改正で外客来訪促進計画を策定できる地域となったことにより「東京都外客来訪促進計画」を策定し、国の支援制度とも連携して積極的な取組を行っている。

東京都が外客来訪促進に取り組んでいくテーマ及び目標は、次のとおりである。

テーマ名

「千客万来の世界都市・東京をめざして」

英語

“Global Tokyo-Welcoming the World”

目標 (平成13年11月策定のプランより)

東京への外国人旅行者277万人を、5年で倍増の600万人にする。

1 外客来訪促進地域の区域

東京都全域

2 宿泊拠点地区等の区域

(1) 宿泊拠点地区

宿泊拠点地区とは、外国人旅客が宿泊し、滞在するための受入施設等の環境や緊急の場合に対応できる医療体制が整備され、宿泊滞在を通じて地域との交

流が行われる地区である。

都内の宿泊拠点地区は、下記の13区3市1町、計17区市町である。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、豊島区、江戸川区、八王子市、立川市、多摩市、八丈町

(2) 宿泊受入促進地区

宿泊拠点地区以外の区域で、外国人旅行者の宿泊受入を促進する10区23市4町8村、計45区市町村を、宿泊受入促進地区とする。

3 外客来訪促進地域における観光経路(観光ルート)

東京都は、都全域を外客来訪促進地域として観光施策を推進しており、主要交通機関を別図のとおり観光経路(観光ルート)として設定する。

4 外国人観光旅客に対する案内施設等の整備の方針

東京を訪れる国内外からの旅行者のニーズに対応し利便性を図るため、観光案内所の充実及び観光ボランティアの育成等を行う。

5 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

(1) 宣伝の方針

海外から集客するための施策を展開するにあたり、マーケティング手法を採り入れ、誘致する国の情報収集を継続的に行う。さらに、外国において東京の観光情報を多く提供し、東京への関心を持ってもらうため、わかりやすく興味を引くような質の高い情報を取りまとめ、多様な手段をもって発信する。

また、効果的で的確なプロモーション活動を実施し、東京のイメージを積極的に海外に伝えていく。

さらには、国際コンベンションを誘致するため、コンベンション誘致活動への支援やアフターコンベンションの充実を図り、コンベンション開催地としての東京のセールスポイントを海外に向けて積極的にPRしていく。

加えて、東京には、マラソンやサッカーなどの国際的なイベントがある。これらの開催を契機として、東京を紹介することが重要となる。

このため、国際的なイベントに焦点をあわせたシティセールスを展開する。

(2) 案内標識等の整備の方針

東京の街をはじめ歩く旅行者でも、目的地にスムーズにたどり着くことができ、

安心して東京の観光を楽しめるようにするため、標識の整備や交通機関等のバリアフリー化を推進する。

(3) 計画推進体制の整備

都・区市町村・民間事業者・関連団体・都民、さらに国や他道府県が連携し、それぞれの役割分担を推進すると同時に必要な協力体制をつくり、事業を展開する。

(4) 医療体制の整備等

外国人に対する緊急医療や事件、事故、災害に適切に対応できる体制を整備するとともに、ウェルカムカードを通じて情報提供を行う。

6 地域限定通訳案内士

外国人旅行者のニーズに対応し、東京の魅力を正しく的確に外国人旅行者に伝え、さらに、多様な就労形態を求める通訳ガイドに活躍の場を提供するための地域限定通訳案内士制度の導入を検討する。

別図 観光経路(観光ルート)

